公益財団法人秋田県国際交流協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県国際交流協会定款第42条の規定に基づき、公益財団法人秋田県国際交流協会(以下「協会」という。)の賛助会員(以下「会員」という。)の入会及び退会並びに会費の納入及び使途について必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 会員は、「個人会員」と「団体会員」とする。

(会員の入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、会員入会申込書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

(会員の入会承認)

- 第4条 理事長は、前条の規定により会員入会申込書が提出され、当該申込をした者が、 協会の安定的かつ継続的運営に支障がないと認めるときは、入会の承認をするものとす る。
- 2 理事長は、前項の承認をしたときは、個人会員に対しては個人会員証(様式第2号) を、団体会員に対しては入会承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。 (会費の納入)
- 第5条 会員は、賛助会費(以下「会費」という。)を毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、入会年については、協会が指定した期日までに納入するものとする。
- 2 会費は、協会が指定した金融機関口座への振込又は現金により納入するものとする。 (会費)
- 第6条 会費の額は、次のとおりとする。
 - (1) 個人会員 年額1口 3,000円
 - (2) 団体会員 年額1口 10,000円
- 2 会費は、当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(会費の納入)

第7条 削除

(会員期間及び会員資格の自動継続)

- 第8条 会員期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。ただし、入 会年については、入会の承認のあった日から、翌年の3月31日までとする。
- 2 会員資格は、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続されるものとする。 (会費の不還付)
- 第9条 会員が納付した会費は、いかなる理由があっても還付しない。 (会員の特典)
- 第10条 会員は、次の特典を受けることができる。
 - (1)協会機関誌等による情報提供
 - (2)協会が企画実施する事業への優先参加

(3)協会の図書・資料等の貸出し

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は、次の事由により会員資格を喪失する。
 - (1) 会費を1年以上納付しないとき
 - (2) 退会
 - (3)個人会員の死亡
 - (4) 団体会員の解散
 - (5)除名

(会員の退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(会員の除名)

- 第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の同意を得てその会員を除名することができる。
 - (1) 協会の設立趣旨に反する行為のあったとき
 - (2) 協会の秩序を乱す行為のあったとき
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知する とともに、当該会員に、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければ ならない。

(会員の募集)

第14条 協会は、常に県民に広く呼びかけ、会員の募集に努めなければならない。 (委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1. この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- 2. 平成23年度の会費の納入にあたっては、第5条第1項の中「4月末日」を「6月末日」とする。
- 3. 平成22年度に新たに会員となった個人会員は、本年度の会費を免除する。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。